

「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」に関するQ & A（令和6年10月・第2版）

このQ & Aは、「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」（以下「条例」という。）の内容・趣旨を広く区民・事業者の皆さまにご理解いただくために作成したものです。なお、今後区に寄せられたご意見・ご質問を踏まえて順次必要な改訂を行います。

1. 条例の目的・定義

（目的）

第1条 この条例は、杉並区（以下「区」という。）において性の多様性が尊重される地域社会の実現を図るため、基本理念、性を理由とする差別等の禁止、区、区民及び事業者の責務並びにパートナーシップ制度その他の区が実施する性の多様性が尊重される地域社会の実現に関する施策の基本的事項について定め、もって全ての区民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 性的指向 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。
- （2） 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- （3） パートナーシップ関係 双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合い、共同生活を営むことを約した2者間の関係をいう。
- （4） パートナーシップ制度 第9条に定めるところにより、区長がパートナーシップ関係にある者からの届出を受理したことを証明する制度をいう。
- （5） 区民 区内に住み、働き、又は学ぶ人をいう。
- （6） 事業者 区内において、事業活動を行うものをいう。

【Q1】条例が目指す地域社会とは？

【A1】 私たちが生きる地域社会には、男女の性別に違和感を感じない人々が多い一方、「女性として女性が好きな人」や「異性も同性も好きな人」「身体的性別と性自認が一致せずに違和感がある人」等、性的マイノリティと呼ばれる方々が一定数存在します※。

このような中で、全ての区民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に資するため、本条例を制定したものです。

こうした地域社会を築き上げていくことは、[杉並区基本構想](#)に掲げた福祉・地域共生分野の将来像「すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち」の実現に向けた取組でもあります。

※（参考データ例）

○電通ダイバーシティ・ラボ「LGBTQ+調査2023」=LGBTQ層9.7%

○国立社会保障・人権問題研究所「大阪市民の働き方と暮らしの多様性と共生に関するアンケート」
=LGBT A（LGBT+Aセクシュアル）3.3%

【Q2】多様な性とは？

【A2】 一般的に性は「男性」「女性」に分けて考えられますが、性のあり方はもっと多様なものとして、次の4つの要素で捉えることができます。

①身体的性別 (身体の性)	出生時に割り当てられた性別のことで、性に関する身体的・生物学的な特徴の事を指します。
②性自認 (自認する性)	自分の性をどう捉えているかを指します。
③性的指向 (好きになる性)	恋愛感情がどの性別に向くかを指します。
④性表現 (表現する性)	服装やしぐさ、言葉づかいなど、自分自身をどのように表現するかを指します。

性のあり方は、「男性」「女性」の明確な分け目はなく、虹のようにグラデーションであるといわれています。性のあり方のうち、「身体的性別」と「性自認」が異なる人や、「性的指向」が異性でない人など、性のあり方が少数派の人たちのことは「性的マイノリティ」や「LGBT」と呼ばれます。

L レズビアン	女性として女性が好きな人
G ゲイ	男性として男性が好きな人
B バイセクシュアル	異性も同性も好きになる人
T トランスジェンダー	身体的性別と性自認が一致しない状態や、どちらの性別にも違和感がある人

性的マイノリティには、LGBT以外にも、男女どちらにも恋愛感情を持たない人、自分の性を男女どちらかに決めない人、決められない人、決めたくない人など、様々な人がいます。

2. 基本理念（第3条）

（基本理念）

第3条 性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進は、性的指向又は性自認を内心にとどめることを希望する者の平穏な生活の確保に配慮しつつ、全ての区民が、性を理由とする差別等を受けないこと、性の多様性をめぐる個人としての尊厳が重んぜられること及び性別、性的指向、性自認等にかかわらず、自らの意思によって地域社会のあらゆる分野における活動に参画し、能力を発揮する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

【Q3】基本理念にある「性的指向又は性自認を内心にとどめることを希望する者の平穏な生活の確保に配慮しつつ」とは？

【A3】性的マイノリティ当事者の方の中には、周囲に「理解してもらえない」、「余計な気をつかわせてしまう」等の理由から、「そっとしておいてほしい」と考える方々も現に存在します。そのことを今後の啓発活動を通して適切に周知し、そうした方々にも配慮しつつ、性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組を推進するという区の基本的な考え方を明記したものです。

3. 性を理由とする差別等の禁止（第4条）

（性を理由とする差別等の禁止）

第4条 何人も、性を理由として不当な差別的取扱いをすることその他の性を理由として個人の権利利益を不当に侵害する行為をしてはならない。

2 何人も、正当な理由なく、本人の意に反して、性的指向若しくは性自認の表明を強制し、若しくは禁止し、又は性的指向若しくは性自認を明らかにしてはならない。

【Q4】「不当な差別的取扱い」とは？

【A4】不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、性的指向又は性自認を理由として、不利益な取扱いをすることです。具体的には、採用時の内定の取消しや解雇のほか、相手の人格を否定する差別的な言動、ひぼう中傷、SNS等での差別的な書き込みをすることなどが考えられます。これらを未然に防ぎ、性的指向又は性自認に関わらず、自らの意思によって、地域社会のあらゆる分野における活動に参画し、能力を発揮する社会が確保されることが重要と考えています。

【Q5】例えば、「性自認が女性である戸籍上の男性」が女性専用エリアに立ち入った場合はどうなるのか？

【A5】自らの性自認は尊重されるべきものですが、本条例の規定によって、どのような場合でも性自認が戸籍上の性別より優先されるわけではありません。例えば、杉並区公衆浴場法施行条例第4条では、「7歳以上の男女を混浴させないこと」等を規定しています。また、刑法第130条の規定によれば、正当な理由なく人が看守する建造物等に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらず退去しなかった場合には、建造物侵入罪や不退去罪等に問われる可能性があります。

本条例は、法令等による規制を上回るものではなく、また浴場、トイレ、更衣室等の施設管理者の管理権を制限するものではないため、性の多様性の尊重を理由にこれまで違法であった行為の違法性がなくなることはありません。

区としては、この禁止規定の趣旨が区民・事業者に正しく理解され、適切な行動や施設管理につながるよう、普及啓発に努めてまいります。

【Q6】条例で「性を理由とした差別等の禁止」を規定することで、女性専用エリアでの性犯罪が発生するのは？

【A6】一般財団法人地方自治研究機構の調査結果によると、本条例のほか、性的指向・性自認及び性的少数者に対する差別的な取り扱いを禁止すること等を規定している条例は、東京都や埼玉県、大阪府など90以上の自治体で制定されていますが、これらの自治体において、条例の規定に起因した性犯罪が発生した事例は認められておりません。

4. 区及び区民・事業者の責務（第5条～第7条）

（区の責務）

第5条 区は、第3条に定める基本理念にのっとり、区民、事業者、国及び他の地方公共団体その他の関係機関等との連携を図りつつ、性の多様性が尊重される地域社会の実現に関する施策を実施する責務を有する。

（区民の責務）

第6条 区民は、性の多様性について理解を深めるとともに、区が実施する性の多様性が尊重される地域社会の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、性の多様性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、性を理由とする差別等の防止を図る等性の多様性に配慮するよう努めるとともに、区が実施する性の多様性が尊重される地域社会の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【Q7】区は、条例に基づきどのような施策を実施するのか？

【A7】区は、本条例に基づき、相談体制等の整備（第8条）、パートナーシップ制度の実施（第9条）及び啓発活動（第10条）に取り組めます。具体的な内容は、この後のQ&Aをご参照ください。

【Q8】区民・事業者にはどのような対応が求められるのか？

【A8】区民・事業者の皆さまには、性の多様性に関する理解を深めるとともに、前述した不当な差別的取扱いをはじめ、性的指向・性自認の表明を強制又は禁止しないこと、正当な理由なく性的指向・性自認について本人の意に反して明らかにしないことが求められます。また、区が実施する啓発イベント等への参加・協力のほか、事業者においては公正な採用やハラスメント防止対策、パートナーシップ関係にあるカップルに配慮した顧客サービスの提供を行う等、多様性に配慮するよう努める必要があります。

区としては、区民・事業者の皆さまの性の多様性に関する理解が進み、自主的・自律的に協力していただけるよう、普及啓発活動に取り組んでいきます。

5. 相談体制の整備等（第8条）

（相談体制の整備等）

第8条 区は、区民からの性を理由とする差別等に関する相談に的確に応ずるため、必要な体制の整備を図るものとする。

2 区民は、性を理由とする差別等について、区長に対し、苦情の申出をすることができる。

3 区長は、前項の規定により苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に処理するものとする。

【Q9】 相談体制の整備等の具体的内容は？

【A9】 性的マイノリティ当事者の生きづらさを含む、さまざまな悩みや不安について専門の相談員が寄り添ってお話を伺う「性的マイノリティ専門相談」を令和5年4月から開始しています。また、性的マイノリティ専門相談のほか、男女平等推進センター一般相談でも相談を受け付けています。

■性的マイノリティ専門相談

- ・相談専用電話：03-5307-0784
- ・相談受付時間：毎月第2水曜日 午後4時～7時
（祝日を除く。祝日と重なった場合は翌週の水曜日に実施。）

■一般相談

- ・相談専用電話：03-5307-0326
- ・相談受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

【Q10】 苦情の申し出にはどう対応するのか？

【A10】 申出者のお話を傾聴したうえで、本人の希望に応じて、申出者のプライバシーに配慮しつつ関係者からもお話を伺い、同様の事例に対する判例等の共有、本条例の趣旨を関係者に丁寧に説明する等、対応します。また、必要に応じ、労働基準監督署や法務省の人権擁護機関等につなげていきます。

6. パートナーシップ制度（第9条）

（パートナーシップ制度）

第9条 パートナーシップ関係にある者であって、規則で定める要件を満たすものは、規則で定めるところにより、これらの者がパートナーシップ関係にある旨を区長に届け出ることができる。

2 区長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、当該届出を受理したことを証する書面を交付するものとする。

3 第1項の届出をした者であって、当該届出を受理したことを証するカードの交付を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請することができる。

4 区長は、前項の申請があったときは、規則で定めるところにより、同項の申請をした者に対し、同項のカードを交付するものとする。

5 区は、区が実施する施策等において、パートナーシップ関係にある区民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的とするパートナーシップ制度の趣旨を十分に尊重し、適切に対応するものとする。ただし、法令等の規定により実施する施策等においては、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、パートナーシップ制度に関して必要な事項は、規則で定める。

【Q11】なぜパートナーシップ制度を実施しているのか？

【A11】パートナーシップ制度（以下「制度」という。）により、パートナーシップ関係にある双方または一方が性的マイノリティのカップルの方の日常生活の様々な場面での手続きが円滑になるほか、区営住宅の入居申し込み等、新たにサービスが受けられるようになります。

身分行為である婚姻とは異なり、法律上の効果を生じさせるものではありませんが、多様な性や性的マイノリティの方々に対する理解を広めていくとともに、生活上の困りごとの軽減等、暮らしやすい環境づくりにつなげていくため、制度を実施しています。

[制度の詳細](#)は以下二次元コードをご覧ください。なお、制度の利用は任意であり、区が届出を強制するものではありません。



【Q12】東京都のパートナーシップ宣誓制度があるのに、なぜ区の制度は必要なのか？

【A12】区としては、東京都パートナーシップ宣誓制度とは別に、住民に最も身近な基礎自治体として自律的に制度を導入することに大きな意義があると考えております。東京都と必要な連携を図りつつ適切に制度を実施してまいります。

7. 啓発活動（第10条）

（啓発活動）

第10条 区は、性の多様性に関する区民及び事業者の理解を深めるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。

【Q13】区ではどのような啓発活動を行うのか？

【A13】 広報・公式ホームページ・リーフレット等を活用した情報提供のほか、毎年度区民等を対象とした啓発講座を開催する等、充実した広報啓発活動に取り組みます。そのほか、区の職員を対象とした研修も毎年度開催し、組織を挙げて性の多様性が尊重される地域社会づくりを図っていきます。